

岡山市物品購入等郵便入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、別に定めるものを除くほか、本市における物品の購入及び物品の製造の請負並びに不用品の売払い（以下「物品購入等」という。）の契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）において、入札書を郵送する方法による入札（以下「郵便入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札の基本事項)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）、岡山市物品購入等一般競争入札実施要綱、岡山市物品購入等郵便入札実施要綱及びその他関係法令・要綱・基準等並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、規則第5条に規定する公告（以下「公告」という。）のほか、見積用の仕様書、カタログ、見本（写真）及び図面等（以下「仕様書等」という。）、契約書案及びその他入札・契約手続に必要な条件を熟知のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。

3 入札参加者は、仕様書等に関して質問があるときは、公告において指定する期間内に物品購入等担当課に対し、インターネットを利用した電子メール又はファクシミリにより質問することができる。

4 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札価格」という。）を入札書に記載しなければならない。この場合において落札金額は、入札価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。ただし、単価による契約の場合は、別に定める。

5 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 公開前に許容価格（地方自治法第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）、岡山市物品製造請負低入札価格調査実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）第4条に規定する調査基準価格、岡山市物品製造請負最低制限価格の設定に関する要綱（以下「最低制限価格設定要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）、設計金額及びその内訳その他の未公開情報を探ろうとしてはならない。

3 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

4 入札参加者は、入札の執行前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5 前4項の規定に違反した場合は、違反した者の入札への参加を拒否するとともに、岡山市指名停止基準に基づき厳正に対処する。

6 契約締結後に前各項に定める事実が判明した場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収することがある。

（対象物件）

第4条 郵便入札の対象となる物品購入等の物件（以下「対象物件」という。）は、公告において、入札の方法を郵便入札に指定したものとする。

（仕様書等の閲覧）

第5条 対象物件の仕様書等は、公告で指定した期間内に、インターネット上の市のホームページで閲覧又はダウンロードにより受領するものとする。

（参加資格確認申請書等の作成）

第6条 入札参加者は、あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格の確認のために必要な書類（以下「申請書等」という。）を作成しておかなければならない。

2 前項に規定する申請書等の書式は、インターネット上の市のホームページからダウンロードするものとする。

（入札書の取得）

第7条 入札参加者は、入札（見積）書（規則様式第2号）（以下「入札書」という。）

の書式を、公告をした日から入札書到着期限までの間に、インターネット上の市のホームページからダウンロードすることにより取得するとともに、財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）において入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）の交付を受けるものとする。

（入札書の提出）

第8条 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。以下同じ。）した上で、指定封筒に封入し、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により、公告で指定した日から入札書到着期限までの間に当該郵便局に到着するように郵送しなければならない。

2 前項の場合において、入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載するものとする。

3 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 市長が特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

5 入札回数は、1回とする。

（開札）

第9条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。

3 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、第13条に規定する参加資格の確認を行うまでもなく、第11条各号のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

4 前項の場合において、対象物件が最低制限価格設定要綱の適用を受ける物件であるときは、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者を失格とする。

5 入札執行者は、前2項の規定により無効又は失格となった入札書を除いた入札書のう

ち税抜き許容価格（許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。

- 6 前項の規定により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低の価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。

（最低価格入札者が2人以上ある場合の確認対象者の決定方法）

第10条 前条第6項の規定に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。

- 2 くじの方法は、次のとおりとする。

- (1) 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は有資格者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
- (2) 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を確認対象者とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。

（無効の入札）

第11条 第9条に規定する開札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札

- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (8) 入札書が到着期限までに到着していない入札
- (9) 指定封筒記載の対象物件名又は差出人名と同封された入札書に記載された対象物件名又は入札者名が相違する入札
- (10) 指定封筒に対象物件名又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 1 通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

(申請書等の提出)

第 1 2 条 確認対象者となった者は、公告で指定した提出期限までに、第 6 条の規定に基づく申請書等を市長に提出（持参に限る。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。）し、参加資格の確認を受けなければならない。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、第 1 4 条各号のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

(参加資格の確認)

第 1 3 条 市長は、前条の規定により確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が次条各号のいずれかに該当するとき又は第 1 2 条第 1 項ただし書に該当するときは、当該確認対象者を失格とする。

2 市長は、前項の規定により確認対象者の参加資格がないと認めたときは、確認対象者の次に低い価格の入札書を提出した者（以下「次順位者」という。）以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。

3 前項の場合において、最低価格入札者が 2 人以上あるときは、第 1 0 条の規定により付した順位の順に参加資格の確認を行うものとし、次順位者以降について、同価格の入

札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて参加資格の確認を行う順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 第1項の規定は、前2項の規定による確認について準用する。

5 市長は、前各項の規定による確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

6 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。

(失格)

第14条 前条に規定する参加資格の確認において、次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者

(2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者

(3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者（市長が持参以外の方法を必要と認めた場合を除く。）

(4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者

(5) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）

(6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

(落札者の決定)

第15条 市長は、第13条に規定する参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合においては、資格確認者を低入札価格調査実施要綱第7条に規定する最低価格入札者とみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによるものとする。

(参加資格確認結果及び入札結果の通知)

第16条 市長は、前条の規定により落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

(入札の延期、中止、取消し等)

第17条 市長は、事故等が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

2 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。以下同じ。）がない場合は入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とする。

3 市長は、入札の中止又は取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書及び添付資料その他の書類を無効とする。

(契約情報の公表)

第18条 郵便入札に係る契約情報については、岡山市契約情報公表基準第6条第2項の規定に基づき、インターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(契約保証金等)

第19条 落札者は、契約書（仮契約書を含む。以下同じ。）の案の提出と同時（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会の議決まで）に、次のいずれかの方法で契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により岡山市指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、その写しを提出すること。

(2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（利付国債に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出すること。

(3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証であるときは、その保証書を提出すること。

(4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出す

ること。

(契約書の提出)

第20条 落札者は、交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、特別の理由のあるときは、事前に契約課の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案の提出をしないときは、落札は、その効力を失う。